

蒲郡市福祉タクシー料金助成事業実施要綱

1 目 的

この事業は、心身障害者が医療機関への通院等の日常生活のためタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成し、もって心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 受給資格

この要綱に基づき、助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は蒲郡市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）第73条第1項第1号及び第2号の規定により自動車税を減免されている者並びに蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）第76条の2第1項第1号及び第2号の規定により軽自動車税を減免されている者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める下肢、体幹、視覚障害の1級、2級及び3級の者並びに内臓機能障害の1級から3級の者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けた者で、障害区分がA又はBの者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6項第3号に定める障害等級が1級及び2級の者

3 助成の額

この事業による助成の額は、1回の乗車につき初乗料金相当分とし、迎車を要請した場合の迎車料金についても別に助成の額に含めるものとする。

4 申 請

受給資格者は、助成を受けようとするときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示し福祉タクシー料金助成利用券（別記様式。以下「利用券」という。）の交付を市長に申請しなければならない。

5 交 付

市長は、受給資格者一人につき、利用券を年間24回分まで交付するものとする。

6 利用券の使用方法

- (1) 利用券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、タクシーを利用する際身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示しなければならない。
- (2) 利用券の使用は、一回の乗車につき1枚とする。

7 利用券の再交付

利用券は、理由の如何を問わず再交付しないものとする。

8 不正使用の禁止

受給者は、利用券を他人に譲渡又は担保に供してはならない。

9 利用券の返還

受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに利用券を市長に返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 本市に住所を有しなくなったとき
- (3) 受給資格者でなくなったとき
- (4) 不正な使用がなされたと市長が認めたとき

10 助成金の返還

市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた場合は、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式

(表)

年度	
福祉タクシー料金助成利用券	
初乗助成額	円
迎車料金	円
※ 迎車料金のない場合は、該当欄を抹消してください。	
乗車年月日	年 月 日
年 3月31日まで有効	
発行者 蒲郡市長	
No.	

(裏)

注意事項

1. 本券の使用は受給者以外はできません。
2. 本券は1回乗車するごとに1枚限り利用できます。
3. 本券は再交付はいたしません。
4. 料金を支払うとき必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
5. 死亡又は本市に住所を有しなくなったときは直ちに市に返還してください。
6. 本券を他人に譲渡又は担保にすることはできません。